

令和5年第5回市議会定例会議案

足 利 市

番 号	件 名	ページ
議案第 6 8 号	足利市職員の給与に関する条例等の改正について	3
議案第 6 9 号	令和 5 年度足利市一般会計補正予算（第 5 号）について	1 4
議案第 7 0 号	栃木県市町村総合事務組合規約の変更について	1 7
議案第 7 1 号	足利市特別会計条例の改正について	1 8
議案第 7 2 号	令和 5 年度足利市一般会計補正予算（第 7 号）について	2 0
議案第 7 3 号	足利市児童館（足利市にしこども館及び足利市八幡こども館）の指定管理者の指定の変更について	2 4
議案第 7 4 号	足利市都市公園（織姫公園及び大日苑）の指定管理者の指定について	2 5
議案第 7 5 号	足利市民プラザ条例の改正について	2 6
議案第 7 6 号	史跡足利学校条例の改正について	2 9
報告第 1 9 号	市長専決処分事項報告について	3 2

足利市職員の給与に関する条例等の改正について

次のとおり改正する。

令和5年11月29日提出

足利市長 早川尚秀

足利市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(足利市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 足利市職員の給与に関する条例（昭和26年足利市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項各号列記以外の部分中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第17条の4第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以下		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	

外の職員	1 3	176, 100	226, 800	257, 500	292, 100	318, 200	347, 000	394, 600	435, 600
	1 4	177, 600	228, 200	258, 700	293, 700	320, 200	349, 000	396, 900	437, 400
	1 5	179, 100	229, 600	259, 900	295, 100	322, 100	350, 900	399, 100	439, 300
	1 6	180, 700	231, 000	261, 100	296, 500	324, 000	352, 800	401, 400	441, 200
	1 7	181, 800	232, 400	262, 300	298, 000	325, 900	354, 500	403, 200	443, 000
	1 8	183, 200	234, 000	263, 600	300, 000	327, 900	356, 500	405, 100	444, 800
	1 9	184, 600	235, 500	264, 900	302, 000	329, 800	358, 300	407, 000	446, 600
	2 0	186, 000	236, 900	266, 200	303, 800	331, 700	360, 200	408, 800	448, 300
	2 1	187, 300	238, 100	267, 600	305, 500	333, 400	362, 100	410, 600	450, 100
	2 2	189, 600	239, 700	269, 100	307, 400	335, 400	364, 000	412, 400	451, 600
	2 3	191, 800	241, 200	270, 700	309, 300	337, 400	365, 900	414, 200	453, 000
	2 4	194, 000	242, 600	272, 200	311, 100	339, 300	367, 800	416, 000	454, 500
	2 5	196, 200	243, 600	273, 800	312, 800	340, 700	369, 700	417, 600	455, 900
	2 6	197, 900	245, 100	275, 500	314, 800	342, 600	371, 600	419, 100	457, 200
	2 7	199, 400	246, 400	277, 100	316, 800	344, 500	373, 500	420, 600	458, 500
	2 8	200, 900	247, 600	278, 700	318, 700	346, 400	375, 400	422, 100	459, 700
	2 9	202, 400	248, 700	280, 300	320, 400	348, 000	376, 900	423, 600	460, 700
	3 0	203, 800	249, 700	281, 800	322, 400	349, 900	378, 700	424, 900	461, 400
	3 1	205, 200	250, 600	283, 300	324, 400	351, 700	380, 500	426, 200	462, 200
	3 2	206, 600	251, 500	284, 800	326, 400	353, 500	382, 100	427, 400	462, 900
	3 3	208, 000	252, 400	285, 900	327, 600	355, 300	383, 800	428, 600	463, 600
	3 4	209, 300	253, 300	287, 500	329, 600	357, 100	385, 200	429, 900	464, 400
	3 5	210, 600	254, 100	289, 000	331, 500	358, 800	386, 600	431, 200	465, 100
	3 6	211, 900	254, 900	290, 500	333, 500	360, 500	388, 000	432, 400	465, 700
	3 7	213, 200	255, 600	291, 900	335, 400	361, 900	389, 400	433, 600	466, 200
	3 8	214, 400	256, 700	293, 500	337, 300	363, 200	390, 600	434, 400	466, 800
	3 9	215, 600	257, 900	295, 100	339, 200	364, 500	391, 800	435, 200	467, 400
	4 0	216, 700	259, 000	296, 700	341, 100	365, 900	392, 800	436, 000	468, 000
	4 1	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	367, 000	393, 900	436, 600	468, 500
	4 2	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900	395, 100	437, 300	469, 000
	4 3	219, 900	262, 500	301, 300	346, 600	368, 900	396, 200	438, 000	469, 400
	4 4	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370, 000	397, 300	438, 700	469, 700
	4 5	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000	439, 500	470, 000
	4 6	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700	440, 300	
	4 7	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400	440, 700	
	4 8	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400	
	4 9	225, 400	268, 900	310, 000	355, 700	374, 200	400, 700	441, 900	

5 0	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
5 1	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
5 2	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
5 3	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
5 4	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
5 5	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
5 6	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
5 7	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
5 8	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
5 9	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
6 0	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
6 1	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
6 2	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
6 3	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
6 4	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
6 5	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
6 6	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
6 7	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
6 8	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
6 9	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
7 0	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
7 1	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
7 2	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
7 3	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
7 4	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
7 5	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
7 6	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
7 7	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
7 8	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
7 9	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
8 0	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
8 1	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
8 2	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
8 3	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
8 4	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
8 5	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
8 6	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		

8 7	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600
8 8	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800
8 9	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000
9 0	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300
9 1	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600
9 2	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800
9 3	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000
9 4		295, 900	343, 600		
9 5		296, 200	344, 100		
9 6		296, 600	344, 500		
9 7		296, 800	344, 700		
9 8		297, 100	345, 100		
9 9		297, 500	345, 500		
100		297, 900	345, 800		
101		298, 100	346, 100		
102		298, 400	346, 500		
103		298, 800	346, 900		
104		299, 100	347, 300		
105		299, 300	347, 800		
106		299, 600	348, 200		
107		300, 000	348, 600		
108		300, 300	349, 000		
109		300, 500	349, 500		
110		300, 900	349, 900		
111		301, 300	350, 200		
112		301, 600	350, 500		
113		301, 800	351, 000		
114		302, 000			
115		302, 300			
116		302, 700			
117		302, 900			
118		303, 100			
119		303, 400			
120		303, 700			
121		304, 100			
122		304, 300			
123		304, 600			

	124		304,900						
	125		305,200						
定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	

第2条 足利市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第17条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年足利市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

別表中

376,000円
422,000円
472,000円
533,000円
608,000円

を

380,000円
427,000円
477,000円
539,000円
615,000円

に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和26年足利市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の6か月の項12月1日の欄中「100分の165」を「100分の175」に改め、同表5か月以上6か月未満の項12月1日の欄中「100分の132」を「100分の140」に改め、同表3か月以上5か月未満の項12月1日の欄中「100分の99」を「100分の105」に改め、同表3か月未満の項12月1日の欄中「100分の49.5」を「100分の52.5」に改める。

第6条 特別職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1の2の6か月の項中「100分の165」及び「100分の175」を「100分の170」に改め、同表5か月以上6か月未満の項中「100分の132」及び「100分の140」を「100分の136」に改め、同表3か月以上5か月未満の項中「100分の99」及び「100分の105」を「100分の102」に改め、同表3か月未満の項中「100分の49.5」及び「100分の52.5」を「100分の51」に改める。

(足利市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 足利市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年足利市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

号給	給料月額
	円
1	162,100
2	163,200

3	164,400
4	165,500
5	166,600
6	167,700
7	168,800
8	169,900
9	170,900
10	172,300
11	173,600
12	174,900
13	176,100
14	177,600
15	179,100
16	180,700
17	181,800
18	183,200
19	184,600
20	186,000
21	187,300
22	189,600
23	191,800
24	194,000
25	196,200
26	197,900
27	199,400
28	200,900
29	202,400
30	203,800
31	205,200
32	206,600
33	208,000
34	209,300
35	210,600
36	211,900
37	213,200
38	214,400
39	215,600

4 0	216, 700
4 1	217, 800
4 2	218, 900
4 3	219, 900
4 4	220, 900
4 5	221, 800
4 6	222, 700
4 7	223, 600
4 8	224, 500
4 9	225, 400
5 0	226, 300
5 1	227, 200
5 2	228, 100
5 3	228, 900
5 4	229, 800
5 5	230, 700
5 6	231, 500
5 7	231, 800
5 8	232, 600
5 9	233, 300
6 0	233, 900
6 1	234, 500
6 2	235, 200
6 3	235, 800
6 4	236, 300
6 5	236, 800
6 6	237, 300
6 7	237, 800
6 8	238, 400
6 9	238, 900
7 0	239, 400
7 1	239, 900
7 2	240, 400
7 3	240, 900
7 4	241, 400
7 5	241, 800
7 6	242, 300

77	242,800
78	243,300
79	243,800
80	244,300
81	244,700
82	245,200
83	245,600
84	246,000
85	246,400
86	246,800
87	247,200
88	247,600
89	248,000
90	248,500
91	248,800
92	249,100
93	249,400

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（足利市職員の給与に関する条例（以下この項及び次条において「給与条例」という。）第17条第2項及び第3項並びに第17条の4第2項第1号の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の給与条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下この項及び次条において「任期付職員条例」という。）第10条第2項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の任期付職員条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の足利市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次条において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例及び第7条の規定による改正前の足利市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和5年度足利市一般会計補正予算（第5号）について

次のとおり定める。

令和5年11月29日提出

足利市長 早川尚秀

令和5年度足利市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度足利市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位千円）

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 議会費		364,002	△5,882	358,120
	10 議会費	364,002	△5,882	358,120
15 総務費		4,469,513	82,484	4,551,997
	10 総務管理費	3,256,545	48,960	3,305,505
	15 徴税費	572,828	5,460	578,288
	20 戸籍住民基本台帳費	438,997	17,230	456,227
	25 選挙費	127,892	8,774	136,666
	30 統計調査費	41,904	1,350	43,254
	35 監査委員費	31,347	710	32,057
20 民生費		22,389,424	2,875	22,392,299
	10 社会福祉費	6,028,704	5,778	6,034,482
	15 児童福祉費	9,033,027	△2,010	9,031,017
	20 老人福祉費	4,843,560	△4,198	4,839,362
	25 生活保護費	2,483,723	3,305	2,487,028
25 衛生費		5,816,334	△48,610	5,767,724
	10 保健衛生費	3,168,354	△43,922	3,124,432

	15 清 掃 費	2,647,980	△4,688	2,643,292
35 農林水産業費		613,113	20,470	633,583
	10 農 業 費	458,692	15,898	474,590
	15 林 業 費	154,421	4,572	158,993
40 商 工 費		5,161,377	△17,600	5,143,777
	10 商 工 費	5,161,377	△17,600	5,143,777
45 土 木 費		6,393,820	△15,867	6,377,953
	10 土木管理費	151,312	△1,207	150,105
	15 道路橋りょう費	1,623,822	1,843	1,625,665
	20 河 川 費	234,770	△2,277	232,493
	25 都市計画費	3,882,163	△20,674	3,861,489
	30 住 宅 費	501,753	6,448	508,201
50 消 防 費		1,864,871	27,142	1,892,013
	10 消 防 費	1,864,871	27,142	1,892,013
55 教 育 費		5,299,017	△45,012	5,254,005
	10 教育総務費	821,887	27,296	849,183
	15 小 学 校 費	716,317	10,770	727,087
	20 中 学 校 費	510,828	695	511,523
	25 社会教育費	1,836,788	△930	1,835,858
	30 保健体育費	1,413,197	△82,843	1,330,354
歳 出 合 計		56,894,000	0	56,894,000

栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、栃木県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更する。

令和5年11月29日提出

足利市長 早川 尚 秀

栃木県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

栃木県市町村総合事務組合同規約（平成18年栃木県指令市町村第1212号）の一部を次のように改正する。

別表第2第4条第3号に掲げる事務の項中「佐野市」を「佐野市 鹿沼市」に改め、同表第4条第4号に掲げる事務の項及び同表第4条第5号に掲げる事務の項中「栃木市」を「栃木市 鹿沼市」に改める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

足利市特別会計条例の改正について

次のとおり改正する。

令和5年11月29日提出

足利市長 早川尚秀

足利市特別会計条例の一部を改正する条例

足利市特別会計条例（昭和50年足利市条例第1号）の一部を次のように改正する。

本則第2号中「（仮称）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の本則第2号に規定する（仮称）あがた駅北産業団地開発事業特別会計に係る令和5年度以前の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。

議案第72号

令和5年度足利市一般会計補正予算（第7号）について

次のとおり定める。

令和5年11月29日提出

足利市長 早川尚秀

令和5年度足利市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度足利市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ840,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,959,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位千円）

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
50 国庫支出金		10,777,625	73,051	10,850,676
	10 国庫負担金	6,865,669	63,750	6,929,419
	15 国庫補助金	3,870,818	9,301	3,880,119
55 県支出金		4,318,622	666	4,319,288
	15 県補助金	1,173,498	666	1,174,164
65 寄附金		204,699	240,000	444,699
	10 寄附金	204,699	240,000	444,699
75 繰越金		373,637	526,283	899,920
	10 繰越金	373,637	526,283	899,920
歳入合計		58,119,000	840,000	58,959,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 総 務 費		4,551,997	184,850	4,736,847
	10 総務管理費	3,305,505	176,215	3,481,720
	20 戸籍住民基本台帳費	456,227	8,635	464,862
20 民 生 費		23,617,299	643,506	24,260,805
	10 社会福祉費	7,259,482	556,506	7,815,988
	15 児童福祉費	9,031,017	2,000	9,033,017
	25 生活保護費	2,487,028	85,000	2,572,028
55 教 育 費		5,254,005	11,644	5,265,649
	25 社会教育費	1,835,858	5,814	1,841,672
	30 保健体育費	1,330,354	5,830	1,336,184
歳 出 合 計		58,119,000	840,000	58,959,000

第2表 繰越明許費補正

(単位千円)

追 加

款	項	事 業 名	金 額
45 土 木 費	15 道路橋りょう費	単独道路改良事業費	74,600
		通学路安全対策等事業費	15,296
		冠水対策事業費	5,300
		橋りょう整備事業費	15,000
	20 河 川 費	一般排水路工事費	48,000
55 教 育 費	30 保健体育費	施設補修費	5,830

第3表 債務負担行為補正

(単位千円)

追 加

事 項	期 間	限 度 額
東部クリーンセンター施設運転管理等 業務委託	令和5年度から 令和10年度まで	274,000
都市公園（織姫公園及び大日苑）指定 管理料	令和5年度から 令和10年度まで	169,055

指定期間の延長に伴う債務負担行為の変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
にしこども館及 び八幡こども館 指定管理料	平成30年度から 令和5年度まで	166,951	平成30年度から 令和7年度まで	246,451

インフレスライド条項適用に伴う債務負担行為の変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新斎場火葬炉設 備設置工事	令和2年度から 令和6年度まで	353,700	令和2年度から 令和6年度まで	376,497

足利市児童館（足利市にしこども館及び足利市八幡こども館）の指定管理者の指定の変更について

次のとおり足利市児童館（足利市にしこども館及び足利市八幡こども館）の指定管理者の指定を変更する。

令和5年11月29日提出

足利市長 早川尚秀

記

指定の期間 平成31年4月1日から令和8年3月31日まで

足利市都市公園（織姫公園及び大日苑）の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和5年11月29日提出

足利市長 早川尚秀

記

1 指定管理者となる団体の名称

足利グリーンサービス株式会社

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

足利市民プラザ条例の改正について

次のとおり改正する。

令和5年11月29日提出

足利市長 早川尚秀

足利市民プラザ条例の一部を改正する条例

足利市民プラザ条例（平成17年足利市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3 西館使用料の表中

「

使用区分	定員	午前	午後	夜間	摘要
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	
小ホール	450人	7,700円	11,000円	14,300円	
プラザサロン	100人	3,410円	5,060円	6,820円	
美術教室	30人	1,650円	2,420円	3,300円	
染色教室	20人	1,650円	2,420円	3,300円	
陶芸教室	20人	1,650円	2,420円	3,300円	
301号室	100人	3,300円	4,840円	6,600円	
302号室	25人	880円	1,650円	2,420円	
303号室	25人	880円	1,650円	2,420円	
401号室	100人	3,300円	4,840円	6,600円	
402号室	20人	550円	1,100円	1,650円	
403号室	20人	550円	1,100円	1,650円	
404号室	10人	550円	1,100円	1,650円	

を

」

「

使用区分	定員	午前	午後	夜間	全日	摘要
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	
小ホール	450人	7,700円	11,000円	14,300円		
プラザサロン 1号室	90人	2,970円	4,400円	5,940円	10,640円	
プラザサロン 2号室	30人	1,100円	1,650円	2,200円	3,960円	
美術教室	30人	1,650円	2,420円	3,300円		
染色教室	20人	1,650円	2,420円	3,300円		

陶芸教室	20人	1,650円	2,420円	3,300円		
301号室	100人	3,300円	4,840円	6,600円		
302号室	25人	880円	1,650円	2,420円		
303号室	25人	880円	1,650円	2,420円		
401号室	100人	3,300円	4,840円	6,600円		
402号室	20人	550円	1,100円	1,650円		
403号室	20人	550円	1,100円	1,650円		
404号室	10人	550円	1,100円	1,650円		

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の足利市民プラザ条例（以下「新条例」という。）の規定によるプラザサロン1号室及びプラザサロン2号室の使用に関し必要な手続、申請その他の準備行為は、この条例の施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行日前に、この条例による改正前の足利市民プラザ条例別表第1の3 西館使用料の表プラザサロンの項の規定によりなされた施行日以後の使用に係る処分、手続その他の行為は、新条例別表第1の3 西館使用料の表プラザサロン1号室の項の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 新条例別表第1の3 西館使用料の表の規定は、施行日以後の足利市民プラザの施設等の使用に係る使用料について適用し、施行日前の足利市民プラザの施設等の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

史跡足利学校条例の改正について

次のとおり改正する。

令和5年11月29日提出

足利市長 早川尚秀

史跡足利学校条例の一部を改正する条例

史跡足利学校条例（平成2年足利市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条中「に100分の110を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる」を「とする」に改め、同条ただし書中「教育委員会が特別の事情があると認めた」を「教育委員会は、教育委員会規則で定める事由に該当する」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

対象	参観料	
	個人	団体（20人以上）
一般	1人 480円	1人 400円
高校生	1人 240円	1人 200円
小学生及び中学生 （市外）	1人 120円	1人 100円

備考

- 1 参観料は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2 小学校就学前の者並びに市内の小中学生及び中学生の参観料は、無料とする。
- 3 足利学校を参観する日に、足利市立美術館に展示されている美術作品等を観覧した場合又は草雲美術館に入館した場合の参観料は、団体（20人以上）の欄にそれぞれ定める額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の史跡足利学校条例の別表の規定は、施行日以後の史

跡足利学校の参観に係る参観料について適用し、施行日前の史跡足利学校の参観に係る参観料については、なお従前の例による。

(足利市立美術館条例の一部改正)

- 3 足利市立美術館条例（平成17足利市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考3中「史跡足利学校を参観する場合又は草雲美術館に入館する場合」を「美術館の展示物を観覧する日に、史跡足利学校を参観した場合又は草雲美術館に入館した場合」に改める。

(足利市草雲史蹟条例の一部改正)

- 4 足利市草雲史蹟条例（平成17年足利市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考4中「足利市立美術館に展示されている美術作品等を観覧する場合又は史跡足利学校を参観する場合」を「美術館に入館する日に、足利市立美術館に展示されている美術作品等を観覧した場合又は史跡足利学校を参観した場合」に改める。

市長専決処分事項報告について

次のとおり専決処分したので報告する。

令和5年11月29日提出

足利市長 早川尚秀

記

番号	専決処分の内容
1	<p>(1) 専決処分の種類 市が当事者である物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定</p> <p>(2) 当事者 ア 群馬県邑楽郡邑楽町在住 男性（以下この項において「甲」という。）</p> <p>(3) 事故発生状況 令和5年3月12日に足利市田島町1159番地先（市道田島町20号線路上）において、舗装欠損部に甲運転の車両の車輪が落輪し、破損したものである。</p> <p>(4) 主な和解内容 ア 市は、甲に対し、車両修理代として、37,026円を支払うこと。 イ 当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、アに定める以外の請求はしないこと。</p> <p>(5) 和解年月日 令和5年10月3日</p> <p>(6) 損害賠償額 37,026円</p>